

# 県産材製品の利用に関する協定締結要領

制定 平成31年4月1日 林産-177

## 第1 目的

本要領は、県内におけるウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業の実施によって、県内で新築される木造住宅の構造材等への県産材の利用や工務店グループ等が提案する内装等での県産木材製品の利用を定着させることを目的とする。

## 第2 対象

この要領が対象とする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年間20戸以上の新築木造住宅を建設する工務店のグループ
- (2) 年間20戸以上の新築木造住宅を建設する工務店等

## 第3 協定締結の要件

県は、別に定める「県と工務店グループ等の協定締結の要件について」(締結要領別表1)を満たす工務店グループ等と、県産材の利用に関する協定(以下「県との協定」という。)を締結できるものとする。

## 第4 申し込み

県との協定を締結しようとする工務店グループ等は、知事に、県産材の利用に関する協定締結申込書(締結要領様式第4号)を提出するものとする。

## 第5 協定締結

知事は、前項の申込書の提出があった場合、その内容が第3に掲げる条件に合致していると認められる場合には、県産材の利用に関する協定書(締結要領様式第5号)を締結できるものとする。

## 第6 広報及び支援等

県は、広報誌、県ホームページへの掲載等により、協定を締結した工務店グループ等を周知するものとする。

- 2 工務店グループ等は、自社のホームページ、広告等に、県産材の利用に関する協定を締結した工務店等である旨を表示することができるものとする。

## 第7 取り組み状況の報告

県産材の利用に関する協定を締結した工務店グループ等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、県産材の利用に関する状況報告書(締結要領様式第6号)により、知事に報告しなければならない。

## 第8 協定の解除

知事は、協定を締結した工務店グループ等が、この要領で定める取り組みを行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他協定締結する工務店グループ等として適当でなくなると認められる場合には、協定を解除することができる。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表1 県と工務店グループ等の協定締結の要件について

県と工務店グループ等が協定を締結する際の要件は次のとおりとする。

項 目	要 件
1 工務店グループ等の組織	<p>秋田県内に主たる事務所を有する民間事業者及び事業者等が組織する団体であって、代表者が定められ、事務局が設置されていること。</p> <p>また、県産材を利用した住宅の建築に積極的に取り組もうとする団体等であること。</p>
2 県内木材加工事業者との協定	<p>工務店グループ等が利用する県産材製品について、県内木材加工事業者と5年間の「県産材製品の利用に関する協定」(締結要領 様式第1号)が締結されていること。</p>
3 工務店グループ等の構成員	<p>工務店グループ等の構成員は、秋田県内に主たる事務所を有する事業者で構成されていること。</p> <p>工務店グループ等へ加入する事業者はグループの代表に加入申込書(締結要領 様式第2号)を提出し、グループの代表者は加入許可書(締結要領 様式第3号)を発行すること。</p>
4 工務店グループ等の住宅着工戸数	<p>グループの構成員の過去3カ年平均または前年度の住宅着工戸数の合計が20戸以上であること。</p>
5 構造材等への県産材製品の利用	<p>協定期間内(5カ年間)において、構造材等への県産材製品の利用率を10%以上向上させる計画であること。</p> <p>また、すでに70%を超える場合にあつては、低下させない計画であること。</p>
6 秋田らしい「木づかい」の取組	<p>グループ等が自ら提案した、内装等での秋田らしい「木づかい」が仕様として定められ、その実施が計画されていること。</p>